

各務原市立桜丘中学校部活動推進委員会 会則

第一章 名称・事務局

第1条 本会は桜丘中学校部活動推進委員会と称する。事務局は桜丘中学校におく。

第二章 目的

第2条 本会は桜丘中学校部活動の健全なる育成発展に協力することを目的とする。

第三章 事業

第3条 本会は第2条の目的達成のために次の事業を行う。

1. 桜丘中学校部活動の運営及び維持改善の協力に関すること。
2. 桜丘中学校部活動の練習及び対外試合への参加協力に関すること。
3. その他、目的達成に必要な事項。

第四章 会員

第4条 本会の会員は、桜丘中学校部活動に加入している生徒の保護者とする。

第5条 本会の会員は、本会会則を遵守する義務を負う。

第五章 本会役員

第6条 本会には、次の役員をおく。
推進委員長1名（輪番制）、顧問2名、（PTA会長、校長）
事務局2名（教頭、部活動担当教員）

第7条

1. 推進委員長は本会を代表し、会を統轄する。
2. 事務局は、本部役員の補佐をする。
3. 顧問は必要に応じて会に対して意見を述べる。

第8条

1. 役員任期は、毎年10月（後期）から翌年10月（前期）までの一箇年とする。

第六章 部活動外部指導者（社会人コーチ）

第9条 校長及び各部保護者会が必要を認める場合は、その技術指導・生活指導の適任者を外部指導者（社会人コーチ）として委嘱することができる。そのコーチは各部顧問と保護者会が中心となり推薦し、校長が委嘱する。
任期は、半期（前期・後期）とする。

第七章 会 議

- 第10条 本会は次の会議をおく。
1. 部活動推進委員会
 2. 外部指導者（社会人コーチ）懇談会
 3. その他必要に応じて
- 第11条 部活動推進委員会（以下委員会という）
1. 委員会は、年2回（10月・6月）以上とし、推進委員長が招集する。
 2. 推進委員長は、その他必要に応じて委員会を招集することができる。
- 第12条 部活動推進委員会（以下委員会という）
1. 委員会の委員は、各部保護者会長とする。
 2. 委員会は、下記事項について協議する。
 - (1)各部の活動に関すること。
 - (2)予算の立案及び決算に関すること。
 - (3)その他、本会運営に関する必要な事項。
- 第13条 外部指導者（社会人コーチ）懇談会
- 会の参加者は委員と外部指導者（社会人コーチ）とし、下記の事項について協議する。また、必要に応じて顧問等の参加もある。
1. 本会の目的を達成させるための指導について。
 2. 競技力向上や成果の発表など、長期的な視野に立った指導について。
 3. 心身の育成、向上に向けた指導について。
 4. その他委嘱式等

付 則

1. 本推進委員会会則は、平成23年6月1日より施行する。